

# 宮崎県自動車産業北部九州フロンティアオフィス運営要綱

平成26年3月25日

商工観光労働部企業振興課

## (趣旨)

第1条 この要綱は、自動車関連産業が集積する北部九州において県内自動車産業関連企業の取引拡大や情報収集・発信の拠点として設置する宮崎県自動車産業北部九州フロンティアオフィス（以下「北部九州フロンティアオフィス」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (所在地)

第2条 北部九州フロンティアオフィスの所在地は、別表第1のとおりとする。

## (施設管理者)

第3条 知事は、北部九州フロンティアオフィスの円滑な管理運営をするため、施設管理者を置き、これを委託することができる。

## (施設の構成)

第4条 知事は、北部九州フロンティアオフィスに県内自動車産業関連企業の北部九州での営業拠点となるオフィス（以下「貸室」という。）を設置し、その面積及び利用料金は別表第2のとおりとする。

## (利用資格)

第5条 貸室を利用できる者は、次に掲げる各号の全てを満たす者とする。

- (1) 県内に事業所を有し、自動車産業関連の事業活動を行う法人であること。
- (2) 北部九州フロンティアオフィスを拠点に、北部九州における販路拡大、ネットワークの構築及び情報収集等の事業活動を行う計画を有し、これを実施することが確実と見込まれること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続の申立てが行われていないこと。
- (4) 法人等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は禁固刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。また、これら暴力団及び暴力団員と、密接な関係を有していないこと。
- (6) 地方税の滞納がないこと。
- (7) 事業内容が、公の秩序又は善良の風俗に反する恐れがないこと。

(利用手続き)

第6条 前条に掲げる基準を満たし、北部九州フロンティアオフィスの利用を希望する者は、北部九州フロンティアオフィス利用申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 定款
- (3) 直近2期の決算書
- (4) 県税の納税証明書
- (5) その他事業計画を補足する資料等

(審査及び承認)

第7条 知事は、前条の申請を受けたときは、別に定める宮崎県自動車産業北部九州フロンティアオフィス審査会設置要領の規定に基づき設置する、宮崎県自動車産業北部九州フロンティアオフィス審査会（以下「審査会」という。）の審査結果を踏まえて利用の承認又は不承認を決定し、申請者に通知するものとする。

- 2 利用の承認を受けた者は、賃貸借契約書（別記様式第3号）により契約を締結するものとする。なお、契約期間については契約を締結した日の属する年度の末日までとする。

(契約の更新)

第8条 北部九州フロンティアオフィスを利用する者（以下「利用者」という。）は、前条による最初の賃貸借契約の貸付期間の開始日から5年を経過する日まで契約を更新できる。

- 2 利用者が前項の規定を超えて契約の更新を希望し、事業計画等の達成のため契約の更新の必要があると認められ、かつ、他に北部九州フロンティアオフィスの利用を希望する者がいない場合には、前項の規定に関わらず、契約期間を更新することができる。なお、契約期間については、契約を更新した日の属する年度の末日までとする。
- 3 利用者が、契約を更新する場合は、北部九州フロンティアオフィス利用更新申請書（別記様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて、当該承認期間満了の日前30日までに知事に申請しなければならない。
  - (1) 事業計画書（別記様式第2号）
  - (2) 直近の決算書又は決算見込書

(利用料金の納付)

第9条 第4条の利用料金は、原則として、翌月の利用料金を当月末までに納付することとする。ただし、知事が期日を指定した場合はこの限りではない。

- 2 利用者の都合により、利用期間が一月に満たない場合であっても、利用料金の全額を納付しなければならない。ただし、利用期間が月の過半に満たない場合、利用料金の半額を納付しなければならない。

(利用者の義務)

第10条 利用者は、この要綱及び別に定める宮崎県自動車産業北部九州フロンティアオフィス利用規則に定めた規律を守り、他の利用者に迷惑を及ぼさないように努めなければならない。

2 利用者は、災害等非常事態の場合にあっては、安全確保のために管理責任者に協力しなければならない。

(利用者の賠償責任)

第11条 利用者は、故意又は過失により北部九州フロンティアオフィスの建物又は器物等に損害を与えた場合には、その損害の賠償をしなければならない。

(契約の解除)

第12条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは賃貸借契約を解除することができる。

- (1) 不正の行為により利用者となったとき。
- (2) 利用料金を2箇月以上滞納したとき。
- (3) 第10条に定める利用者の義務に違反したとき。
- (4) 事業活動を廃止するに至ったとき。
- (5) 法令に違反する行為をしたとき。
- (6) 知事が利用の承認を通知してから2箇月以内に入居が行われなかったとき。
- (7) その他管理上支障がある行為を行ったと認められるとき。

(利用の中止)

第13条 利用者は、第8条第1項及び第2項に定める契約期間の終了前に利用を中止する場合は、中止しようとする月の前々月末日までに知事に申し出なければならない。

2 利用者が無断で利用を休止し、客観的状況から貸室を利用する意志がないと認められる場合は、退去したとみなした日をもって、利用を中止したものとする。

(立入り)

第14条 施設管理者は、北部九州フロンティアオフィスの管理上特に必要があるときは、あらかじめ利用者の承諾を得て貸室に立ち入ることができる。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項に基づく立入りを拒否することができない。

3 施設管理者は、火災による延焼を防止する必要がある場合及びその他緊急の必要がある場合においては、あらかじめ利用者の承諾を得ることなく、貸室に立ち入ることができる。この場合において、利用者の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を利用者に通知しなければならない。

(原状回復)

第15条 利用者は、北部九州フロンティアオフィスの利用を終了したとき、第12条の規定により九州フロンティアオフィスの利用契約を解除されたとき又は第13条の規定により

利用を中止したときは、直ちに利用開始前の状態に戻さなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関連）

名称	所在地
宮崎県自動車産業 北部九州フロンティアオフィス	福岡県豊前市大字赤熊 2 3 4 番地 2

別表第 2（第 4 条関連）

貸室番号	面積	利用料金月額
A 室	3 2 . 5 0 m <sup>2</sup>	4 4 , 5 0 0 円
B 室	2 2 . 7 5 m <sup>2</sup>	3 5 , 5 0 0 円
C 室		
D 室		
E 室	2 9 . 2 5 m <sup>2</sup>	4 1 , 5 0 0 円
F 室		
G 室		

※ 利用料金月額には、北部九州フロンティアオフィス共用スペースを按分した 1 1 . 6 5 m<sup>2</sup> 分の負担額及び共益費 4 , 0 0 0 円を含む。

別記

様式第1号（第6条関係）

平成 年 月 日

北部九州フロンティアオフィス利用申請書

宮崎県知事 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者の氏名 \_\_\_\_\_ 印

北部九州フロンティアオフィスの利用について、宮崎県自動車産業北部九州フロンティアオフィス運営要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。

利用責任者 及び 全利用予定者	利用責任者氏名	性別	生年月日
	利用予定者氏名	性別	生年月日
		※利用責任者及び利用する可能性のある方全てを記載する。 ※氏名には、上段にふりがなを記載する。 ※生年月日は、西暦ではなく、元号にて記載する。 ※利用予定者が多い場合は、欄を追加する。	
利用希望期間	年 月 日から 年 月 日まで		
希望する貸室番号	第1希望	第2希望	第3希望

企業名 代表者氏名			
所在地			
連絡先	(担当者) (電話) (E-mail)	(FAX)	
設立	年 月	資本金	円
従業員	名	県外事業所	有( )・無
事業計画	別紙事業計画書のとおり	宮崎県 自動車産業振興会	会員 ・ 非会員
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 定款 <input type="checkbox"/> 直近2期の決算書 <input type="checkbox"/> 県税の納税証明書 <input type="checkbox"/> その他事業計画を補足する資料等		

事業計画書

○現況

①事業内容 (法人の事業概要、自動車関連産業に関する取組内容について記入)
②主要製品
③主要取引先
④現在の北部九州での活動状況について

○北部九州フロンティアオフィスを活用した事業展開

①北部九州フロンティアオフィス活用の体制 (北部九州フロンティアオフィスへの人員配置や活用方法等について記入)
②北部九州での事業展開における強み・優位性
③北部九州での事業展開における弱み・課題
④北部九州フロンティアオフィスを活用した取引拡大のための活動戦略・活動内容 (営業活動のターゲットや強み・優位性の活用、弱み・課題への対策など北部九州における営業戦略等について具体的に記入)
⑤将来展望 (北部九州フロンティアオフィス利用終了後の展望など長期的なビジョンについて記入)

○売上・利益

項目	第 期 ( 年 月期)	第 期 ( 年 月期)	第 期 ( 年 月期)
① 売上高			
(うち北部九州分売上高)			
② 売上原価			
③ 販売費及び一般管理費			
(うち人件費)			
営業利益 (①-②-③)			
当期利益			



## 賃借契約書

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、末尾記載の物件（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付け、乙は、これを借り受ける。

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を事務室及び倉庫として使用しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付物件の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（貸付料）

第5条 貸付物件の貸付料（以下「貸付料」という。）の額は、月額金 円とする。

（貸付料の支払い）

第6条 乙は、貸付料を、甲が発行する納入通知書により甲の指定する期日までに納入しなければならない。

（貸付料の改定）

第7条 甲は、経済事情の著しい変動その他正当な理由がある場合は、貸付料の増額を請求することができる。

（かし担保）

第8条 乙は、この契約締結後、貸付物件に数量の不足、その他隠れたかしのあることを発見しても、貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができないものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第9条 乙は、次の行為をしてはならない。

- （1） 貸付物件に関する権利を第三者に譲渡すること。
- （2） 貸付物件を転貸し、又はこの契約の目的外に使用すること。

（使用上の制限）

第10条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 乙は、貸付物件の原状を変更しようとするときは、甲の承認を得なければならない。

（滅失又はき損等の通知）

第11条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又はき損した場合には、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

（実地調査等）

第12条 甲は、貸付物件について随時その使用を実地に調査し、又は必要な報告若しくは資

料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が、公租公課の滞納処分又は刑事事件にかかわるなどの信用失墜行為をしたとき。
- (3) 甲において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。
- (4) 乙が、宮崎県自動車産業北部九州フロンティアオフィス運営要綱第5条第6号に違反したとき。

(貸付物件の返還)

第14条 乙は、貸付期間が満了した場合は当該期間満了の日に、又は、甲が前条の規定によりこの契約を解除した場合は甲の指定する期日までに、貸付物件を原状に回復した上、これを、甲に返還しなければならない。

(損害賠償)

第15条 乙は、その責めに帰する事由により貸付物件の全部又は一部を滅失又はき損した場合は、当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、乙において、当該物件を原状に回復した場合には、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙は、この契約に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

(必要費、有益費等の請求権の放棄)

第16条 乙は、貸付期間が満了した場合又は第13条第1号又は第2号の規定によりこの契約が解除された場合において、貸付物件に投じた必要費、有益費その他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(疑義の決定)

第17条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

賃貸人 甲 宮 崎 県  
宮崎県知事 河野 俊嗣  
賃借人 乙

物件の表示

所在地 福岡県豊前市大字赤熊234番地2、224番地3、234番地5  
名称 宮崎県自動車産業北部九州フロンティアオフィス  
種類 建物  
面積 m<sup>2</sup>

別記

様式第4号（第8条関係）

平成 年 月 日

### 北部九州フロンティアオフィス利用更新申請書

宮崎県知事 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者の氏名 \_\_\_\_\_ 印

北部九州フロンティアオフィスの利用更新について、宮崎県自動車産業北部九州フロンティアオフィス運営要綱第8条第3項の規定に基づき、次のとおり申請します。

利用責任者 及び 全利用予定者	利用責任者氏名	性別	生年月日
	利用予定者氏名	性別	生年月日
※利用責任者及び利用する可能性のある方全てを記載する。 ※氏名には、上段にふりがなを記載する。 ※生年月日は、西暦ではなく、元号にて記載する。 ※利用予定者が多い場合は、欄を追加する。			
利用希望期間	年 月 日から 年 月 日まで		
希望する貸室番号	第1希望	第2希望	第3希望

企業名 代表者氏名			
所在地			
連絡先	(担当者) (電話) (E-mail)	(FAX)	
設立	年 月	資本金	円
従業員	名	県外事業所	有( )・無
事業計画	別紙事業計画書のとおり	宮崎県 自動車産業振興会	会員 ・ 非会員
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 直近の決算書又は決算見込書 <input type="checkbox"/> その他事業計画を補足する資料等		